

社会保険紀南病院の適切な譲渡を求める意見書

社会保険紀南病院（以下、「同病院」という。）は、災害拠点病院・地域がん診療連携拠点病院・医師臨床研修病院・べき地医療拠点病院及び地域周産期母子医療センター等、本県南部の中核的医療機関として、地域住民にとって必要不可欠な存在となっており、周産期や小児救急など一般医療機関ではなし得ない重要な役割を果たしている。

しかしながら、国では医療制度改革・年金制度改革の一環として、全国 63カ所の社会保険及び厚生年金病院を平成20年10月1日に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構へ移管し、平成22年10月を目途に適切な譲渡先を検討することとしており、具体的には同病院の運営を委託している公立紀南病院組合（田辺市、白浜町、上富田町、みなべ町で構成。以下「同病院組合」という。）と協議を進めるとしている。

同病院組合は、昭和20年の設立以来、地域の医療拠点である同病院の運営を通して、地域住民の命と健康を守ることを使命として、地域に存在してきた特別地方公共団体であり、今後もその機能を果たしていかなければならない。

また、同病院組合を構成する市町は、平成17年度の新病院の整備に当たり、可能なかぎりの負担を行い、ようやく平成22年度を目指して負担の軽減が図られるところであり、同病院の有償譲渡には財政的に耐えられない現状にある。

同病院の有償譲渡に伴い、構成市町の財政破綻が懸念され、同病院の運営が困難となり、地域の医療機能が低下することになれば、地域住民の医療の確保ができなくなり、ひいては県南部の医療体制に重大な影響を及ぼすこととなる。

よって、国においては今後の同病院運営の検討に際しては、同病院組合及び構成市町の財政状況を十分把握され、現状の経営委託を踏襲されるとともに、万一譲渡される場合には、今後における地域医療への貢献を条件とし、同病院組合に無償で譲渡されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月7日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長